



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和6年11月5日（火） 第10247号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○免税証の無効（税務課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
公 告	
○構造計算適合性判定業務の委任の解除（建築課）	2

■ 告 示

◎群馬県告示第268号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の1第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和6年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
200 リットル券	農業	H11400112	1枚	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで	群馬県邑楽郡邑楽町狸塚377-5 全農群馬県本部長柄給油所	太田行政県税事務所	令和6年9月3日

◎群馬県告示第269号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 前橋市富士見町赤城山字赤城山33の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 前橋市富士見町赤城山字赤城山33の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の20第1項の規定により、次の機関への構造計算適合性判定の委任を解除したので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6年11月5日

群馬県知事 山本 一 太

委任番号	機関の名称	機関の住所	委任解除日	業務区域	委任解除する判定業務
第14号	一般財団法人	群馬県高崎市	令和6年11月4日	群馬県全域	群馬県指定構造計算適合性判

	群馬県建築構造技術センター	旭町44番地 2旭町ビル5 06号室			定機関委任要綱第3条第1項 第1号及び第2号の業務
--	---------------	--------------------------	--	--	------------------------------

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
